（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十二条　所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号）の一部を次のように改正する。

附則第五十三条中「同条第一項中「」の下に「に同法」とあるのは「に新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十五号。以下この項において「産業競争力強化法改正法」という。）第一条の規定による改正前の産業競争力強化法（以下この項において「旧産業競争力強化法」という。）」と、「産業競争力強化法」を加え、「第二条第七項」を「旧産業競争力強化法第二条第七項」と、「（産業競争力強化法」とあるのは「（旧産業競争力強化法」と、「変更の認定」とあるのは「変更の認定（産業競争力強化法改正法附則第三条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧産業競争力強化法第十七条第一項の規定による変更の認定を含む。）」に改める。

第十三条　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部改正）

第六十八号）の一部を次のように改正する。

第三百一条第三十号中「第十四条」を「第十五条」に改める。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
法務大臣　小泉　龍司
財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　盛山　正仁
厚生労働大臣　武見　敬三
農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　伊藤信太郎

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年六月七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第四十六号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律

（デジタル社会形成基本法の一部改正）

第一条　デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十六条」を「第三十七条」に、「第三十七条」を「第三十八条」に、「第三十八条・第三十九条」を「第三十九条・第四十条」に改める。

第二条中「第三十条」の下に「及び第三十四条」を加える。

第二十二条中「同号ロ」を「同号ハ」に改める。

第三十一条中「第三十八条第二項第十二号」を「第三十四条及び第三十九条第二項第十二号」に改める。

第三十三条中「第三十八条第二項第十四号」を「第三十九条第二項第十四号」に改める。

第三十九条を第四十条とする。

第三十八条中「第三十八条第二項第十四号」を「第三十九条第二項第十四号」に改める。

第三十八条を第三十九条とする。

第三十七条を第三十八条とする。

第三十六条を第三十七条とし、第三十五条を第三十六条とし、第三十四条を第三十五条とし、第三十三条の次に次の一条を加える。

（データの品質の確保）

第三十四条　デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、情報システムで用いられ、又は公的基礎情報データベースを構成するデータ（電磁的記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものとして記録された情報をいう。以下この条及び第三十九条第二項第十五号において同じ。）を正確かつ最新の内容に保つことその他のデータの品質を確保するために必要な措置が講じられなければならない。

（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部改正）

第二条　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四節　その他の施策（第十二条・第十三条）」を「第四節　特定法人事項変更届出に関する特例（第十二条―第十四条）　第五節　その他の施策（第十五条・第十六条）」に、「第十四条・第十五条」を「第十七条・第十八条」に、「第四章　国の公的情報通信技術の効果的な活用の推進に関する施策（第十六条・第十七条）　第五章　雑則（第十八条―第二十一条）」を「第四章　国の公的基礎情報データベースの整備及び改善の推進に関する施策（第十九条・第二十条）　第五章　雑則（第二十一条―第二十六条）」に改める。

第一条中「施策及び」を「施策、国の公的基礎情報データベース（デジタル社会形成基本法第三十一条に規定する公的基礎情報データベースをいう。第四章において同じ。）の整備及び改善の推進に関する施策並びに」に改める。

第三条第八号中「第十四条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

第四条第二項第五号中「迅速に」を「迅速かつ的確に」に改め、「行うために」の下に「データ（電磁的記録として記録された情報をいう。以下同じ。）に関して」を加え、同号イ中「電磁的記録において用いられる」を「データに含まれる」に、「統一し、又はその」を「統一することその他の措置により、データの仕様を共通化し、又はデータの」に改め、「いう」の下に「。第十九条第二項第五号及び第二十条第二項において同じ」を加え、同号ロ中「機能又はデータ」を「データ又は機能」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　データの品質の確保（データを正確かつ最新の内容に保つことその他のデータの品質を確保することをいう。第十九条第二項第四号において同じ。）

第五条第三項中「事務」の下に「について」を加える。

第二十一条を第二十六条とし、第二十条を第二十五条とし、第十九条を第二十四条とし、第十八条の前の見出しを削り、同条を第二十三条とし、同条の前に見出しとして「（情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表）」を付する。

第五章を第六章とする。

第四章中第十七条を第二十二条とし、第十六条を第二十一条とし、同章を第五章とする。

第三章中第十五条を第十八条とし、第十四条を第十七条とし、同章の次に次の一章を加える。

第四章　国の公的基礎情報データベースの整備及び改善の推進に関する施策

（公的基礎情報データベース整備改善計画の作成等）

第十九条　政府は、国の行政機関等が保有する公的基礎情報データベースであって、手続等並びにこれに関連する行政機関等の事務及び民間事業者の業務の処理における国民の利便性の向上及び行政運営の改善に資するもの（次項及び次条において「国の公的基礎情報データベース」という。）の整備及びその利用を促進するための改善を総合的かつ計画的に実施するため、公的基礎情報データベースの整備及び改善に関する計画（以下この章において「公的基礎情報データベース整備改善計画」という。）を作成しなければならない。

十五　データの品質の確保に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策